

令和6年12月11日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年11月1日から12月1日まで、「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見の募集を行いましたところ、計13件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

| | 主なご意見（概要） | 国土交通省の考え方 |
|---|---|--|
| 1 | <p>(2) 建設工事費高騰への対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定建設業の許可を必要とする下請代金額の下限 2. 施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限 3. 専任の監理技術者等を要する建設工事の請負代金の下限 4. 特定専門工事の対象となる建設工事の下請代金の上限 <p>の4つが対象とされているが、それぞれの新・旧の切替時期について明確にして頂きたい。</p> | <p>各種金額要件の改定部分の施行は、いずれも令和7年2月1日を予定しております。</p> |
| 2 | <p>「建設工事費高騰への対応について」に関し、工事費の物価上昇分に関する改正であることから、第1条の2第1項に示された請負代金の額についても、改正するべきと考えます。現在、戸建て住宅の平米単価が、20万円程度であることに鑑みれば、150平米見合いから考えて、建築一式を3000万円、その伸率に合わせて、他の工事の場合は、1000万円程度に引き上げることが妥当ではないか、と考えております。</p> | <p>建設業法施行令第1条の2にいう「軽微な建設工事」に係る請負代金の金額の引き上げは、許可を要せずに建設業を営むことができる範囲を広げることとなるところ、適正な施工の確保や発注者保護といった建設業法の目的を踏まえれば、慎重な検討を要するものと考えております。</p> |
| 3 | <p>監理技術者資格を持つ技術者の収入につきまして、増加が見られるよう、ご活用をお願いいたします。</p> <p>要件となる受注金額に見合う収入を受けられますよう、建設業法許可の会社様に、促していただきますよう、お願いいたします。</p> | <p>ご意見は今後の国土交通行政の参考とさせていただきます。</p> |
| 4 | <p>金額の判断基準は、工事完了日でよいか。</p> | <p>金額要件の該当有無については、当初契約のみならず、契約変更があれば、その都度の請負代金額や下請代金額にて判断することとなります。</p> |
| 5 | <p>1. 「監理技術者等の設置等の特例について」についての意見</p> <p>(1) 「専任」について改めて、ほぼ常駐と同等の業務を実施する必要があること、遠隔管理を良しとするのであれば、一度も現場に行</p> | <p>1. ご意見は今後の制度検討において参考にさせていただきます。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>かないことが OK なのか否かを明言すること、1日の遠隔管理のタイムスケジュールや品質検査の遠隔管理の方法など細かくマニュアル化することなどを国が指し示すことを求めます。</p> <p>2. 「建設工事高騰への対応について」についての意見 (1) 特定建設業の許可を必要とする下請代金額の下限が、4千5百万円から5千万円へ変更になったが、主任技術者を監理技術者へ交代させなければならない下請代金額の下限も併せて変更なのかどうか不明です。それも変更なのであれば明記していただきたい。</p> | <p>2. ご認識のとおり、監理技術者の配置を要する下請代金額の下限も変更となります。</p> |
| 6 | <p>「建設工事費高騰への対応について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術者の専任配置および監理配置の金額要件が緩和されたことについて、各社が技術者不足に直面している中でこの措置は大変助かるものであります。今後とも、必要な改定をタイムリーに行っていただけますよう、引き続きよろしく願いします。 <p>「監理技術者等の設置等の特例について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回新設された監理技術者等の特例（配置技術者の兼務）についても、各社が技術者不足に直面している中でこの措置は大変助かるものであります。しかしながら、要件となる請負代金の額について、建築一式工事は二億円未満となっておりますが、今回の建設工事費高騰への対応により専任の主任技術者が必要となる建築一式工事は下請負金額八千万円（請負金額に換算すると二億円程度）未満となるため、二億円未満の工事については、現行の専任の主任技術者の兼務制度を活用できる状況であり、今回新設の特例制度の活用があまり期待できない状況です。 <p>特例制度を有効活用するためにも、専任の監理技術者が兼務可能となるよう二億</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の制度検討においても、引き続き必要に応じた見直しを行ってまいります。 ・ 情報通信技術を活用した専任義務の合理化に係る金額については、制度検討時に行った事業者への調査において、情報通信技術を活用した工事現場の兼務が可能であると考えられる請負代金についての回答のボリュームゾーンが1億円未満であったことを踏まえ決定したのですが、今後の制度検討においては、引き続き必要に応じた見直しを行ってまいります。 |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>円からの金額引上げ（三億円程度）について今後ご検討いただけますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の特例制度は、下請け業者も利用できるのか？下請業者が利用できる場合には、下請業者が元請負人から請け負った金額が一億円未満であるかどうかで判断すればよいのか？ | <ul style="list-style-type: none"> 下請け企業が配置する主任技術者についても利用可能です。また、金額については、当該下請企業の請負った金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）かどうかによって判断されます。 |
| 7 | <p>監理技術者等の設置等の特例および営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例に係る建設業法施行令の改正の概要について、技術者配置の合理化につながるとともに、技術者の働き方改革や生産性向上にも資する内容でもありますので、たいへんありがたく、賛同します。</p> <p>尚、1億円の金額基準については、今後の物価水準や建設工事費の高騰等に応じて適宜見直しいただくことを希望します。</p> | <p>今後の制度検討においても、引き続き必要に応じた見直しを行ってまいります。</p> |
| 8 | <p>監理技術者等の設置等の特例について（第28条（建設業法第26条第3項第1号）関係）及び営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例について（新設第33条及び第34条（建設業法第26条の5第1項）関係）であるが、</p> <p>これは、「建設業法施行規則及び施工技術検定期則の一部を改正する省令案」のパブリックコメントで示されている、監理技術者等の専任の合理化を認める要件について（全改第17条の2及び第17条の3（法第26条第3項第1号）関係）や営業所技術者の職務の合理化を認める要件について（全改第17条の5及び第17条の6（新設法第26条の5第1項）関係）とは異なるという認識で良いか。後半の合理化を認める要件を満たせば、特例の場合よりもより広い範囲をカバーでき、監理技術者補佐も不要との認識で良いか。</p> | <p>「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案」のパブリックコメントにてお示しいたしました「監理技術者等の設置等の特例」と、「建設業法施行規則及び施工技術検定期則の一部を改正する省令案」のパブリックコメントでお示しいたしました「監理技術者等の専任の合理化を認める要件」は同内容でございます。新設された建設業法第26条第3項第1号が、情報通信技術を活用した際の専任義務の合理化に係る規定であるところ、建設業法施行令第28条並びに建設業法施行規則第17条の2及び第17条の3は、建設業法第26条第3項第1号において政省令に委任された要件となります。</p> <p>また、「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案」のパブリックコメントにてお示しいたしました「営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例」と、「建設業法施行規則及び施工技術検定期則の一部を改正する省令案」のパブリックコメントでお示しいたしました</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | | <p>「営業所技術者の職務の合理化を認める要件」は同内容でございます。</p> <p>新設された建設業法第26条の5が、情報通信技術を活用した際の営業所技術者等の兼務に係る規定であるところ、建設業法施行令第33条及び第34条並びに建設業法施行規則第17条の5及び第17条の6は現場兼務を行うための要件となります。</p> |
| 9 | <p>・兼任が可能な請負金額の上限については、近年のロットの大型化、資材価格等の高騰等を踏まえれば、「1億円」では低すぎるので、相当程度引き上げていただきたい（例えば、5億円）。</p> <p>・省令で請負金額の上限、現場数、移動時間等を数字で規定するとしても、現場の条件は様々であることから、数字を一時的、硬直的に運用するような規定ぶりは絶対に避けるべきであり、数字を基本としながらも、発注者の合意等を条件にして、必ずしも数字にとらわれずに柔軟に対応できるような規定にぜひともするべき。</p> <p>・技術者の「転勤・異動」理由の離職が増える中、ライフイベントへの適切な対応も求められている。監理技術者制度運用マニュアルでは、出産、育児、介護等が一般的な交代条件として示されているが、公共工事では、死亡、疾病などの条件に限定されているケースもあり、途中交代が困難なケースや現場ごとに異なる運用がなされるといった実態がある。</p> <p>監理技術者の途中交代の柔軟な対応についても検討をしていただきたい。</p> | <p>・情報通信技術を活用した専任義務の合理化に係る金額については、制度検討時に行った事業者への調査において、情報通信技術を活用した工事現場の兼務が可能であると考えられる請負代金についての回答のボリュームゾーンが1億円未満であったことを踏まえ決定したものですが、今後の制度検討においては、引き続き必要に応じた見直しを行ってまいります。</p> <p>・情報通信技術を活用した専任義務の合理化は今回の法改正により新設された内容であるところ、制度の運用に際しては、定量的な基準を設けることで円滑な運用の開始が可能となると考えられたことから、今般定められた規定のようになっております。今後の制度検討においては、引き続き必要に応じた見直しを行ってまいります。</p> <p>・監理技術者制度運用マニュアルにおいてお示しをしているように、死亡、疾病といった事由以外においても技術者の交代条件が想定される旨お示しをしているところ、公共工事における監理技術者等の運用については発注者が最終的な決定権者であることから、その運用については受発注者間で適正に協議いただくべき内容であると考えられます。</p> |
| 10 | 2 「建設業法施行令に係る改正の概要」 | |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>(概要 2. (1)) に関する要望</p> <p>(概要の記載)</p> <p>(1) 監理技術者等の設置等の特例について改正法により新設された建設業法第 26 条第 3 項第 1 号に基づく主任技術者又は監理技術者 (以下「監理技術者等」という。) の設置の特例を認める請負代金の額については、一億円未満 (建築一式工事である場合においては二億円未満とすること。</p> <p>(認識)</p> <p>技術者の専任を求める請負金額については、過去の工事規模との比較を行い、建設工事費デフレーター及び消費税率等を踏まえ、引き上げ幅を検討した結果の金額と理解しており、上限金額が引き上げられたこと自体は好意的に受け止めている。</p> <p>一方、現状、専任の必要がある現場として、公共性のある施設等で請負金額が 4000 万円以上 (建築一式工事:8000 万円以上) となっている中で、改正内容の「1 億円未満 (建築一式工事は 2 億円未満)」では対象となる工事金額の範囲が狭く、本改正による恩恵を享受できる現場が限定されすぎてしまい、制度が普及しない懸念がある。</p> <p>(要望)</p> <p>建設工事における安全性確保の状況の推移などを踏まえて、特例を認める請負金額の額を引き上げていくことについて、ご検討いただきたい。</p> | <p>今後の制度検討においても、引き続き必要に応じた見直しを行ってまいります。</p> |
| 11 | <p>監理技術者の特例 (兼任) の考え方が、わかりにくいので、明確にしてください。</p> <p>例えば、土木一式工事において</p> <p>1. 請負金額 9 千万円、請負金額 3 千万円の兼任は可能</p> | <p>1. ご認識のとおり兼任は可能です。ただし、専任を要しない金額の工事においても、兼任に必要な要件全てに合致する必要があります。その点は、監理技術者制度運用マニュアルにて記載します。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>2. 請負金額9千万円、請負金額3千万円、請負金額1千万円の3件の兼任はできない</p> <p>という考え方でよろしいか。</p> | <p>2. ご認識のとおり兼任はできません。この点についても分かるように、監理技術者制度運用マニュアルに記載します。</p> |
| 12 | <p>【改正法施行以外】 (1) 技術検定の受検手数料の見直しについて</p> <p>○技術検定の受験手数料について、人件費等の変動など踏まえた見直しは必要なことと考えるが、建設業の国家資格は多くあり、安全に施工をするうえで欠かせないものであることを踏まえると、受験しやすい環境を整え、資格保有者を増やすことが必要と考える。ついでには、補助金など助成制度の一層の周知や移動費や時間の低減に繋がるオンライン試験の活用などの工夫を検討いただきたい。</p> | <p>今後の検定の運営においても、必要な検討を行ってまいります。</p> |

- ※ とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。
- ※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。